

J R豊肥本線復旧連絡協議会

日時：平成31年（2019年）4月10日（水）10:30～

場所：熊本県庁 本館5階 審議会室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

熊本県副知事

3. 議 事

（1）J R豊肥本線復旧連絡協議会の設置について

（2）J R豊肥本線復旧関連工事の状況

（3）J R豊肥本線復旧に向けた課題

4. 閉 会

J R 豊肥本線復旧連絡協議会 出席者名簿

役 職 名	氏 名
熊本県 副知事	田嶋 徹
国土交通省九州地方整備局 河川部長	藤井 政人
国土交通省九州地方整備局 道路部長	前佛 和秀
国土交通省九州運輸局 鉄道部長	中園 裕蔵
J R九州 施設部長	吉野 敏成
熊本県 土木部長	宮部 静夫
熊本県 農林水産部長	福島 誠治

敬称略

JR豊肥本線復旧連絡協議会規約

（名称）

第1条 本会は、「JR豊肥本線復旧連絡協議会」（以下 「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、JR豊肥本線の運行再開に密接な関係のある鉄道・砂防・治山・道路等関連工事間の連携及び技術的な調整を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一、熊本県 副知事
- 二、国土交通省九州地方整備局 河川部長
- 三、国土交通省九州地方整備局 道路部長
- 四、国土交通省九州運輸局 鉄道部長
- 五、JR九州 施設部長

（座長）

第4条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、熊本県副知事とする。
- 3 座長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 4 座長に事故があった場合は、あらかじめ座長が指名した者が座長の職務を代行する。

（運営）

第5条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 協議会の運営、進行は、座長がこれにあたる。
- 3 協議会の事務局は、熊本県土木部に置く。
- 4 事務局は、会議の円滑な運営のため庶務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議会において定める。

附則 この規約は、平成31年（2019年）4月10日から施行する。

豊肥本線 主な土木設備の復旧工事の状況(肥後大津駅～阿蘇駅間)



